平 成 29 年 度 普通会計決算見込みの概要について

佐賀県総務部財政課

平成30年9月

1 決算規模

(単位:百万円、%)

区分	平成29年度	平成28年度	増減額(率)
歳入決算額	443,260	435,430	(1.8) 7,830
歳出決算額	433,790	425,523	(1.9) 8,267
歳入歳出差引額	9,470	9,907	437
翌年度に繰り越すべき財源	4,724	5,880	1,156
実質収支	4,746	4,027	719
単年度収支	719	1,604	2,323
実質単年度収支	1,881	1,175	3,056

平成29年度の普通会計決算は歳入が4,432億60百万円、歳出が4,337億90百万円で、前年度を上回り、 歳入歳出差引額から公共事業等繰越による翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、47億46百万円 の黒字で、昭和51年度以降、42年連続の黒字となった。

この実質収支から、前年度の実質収支40億27百万円を差し引いた単年度収支は、7億19百万円の黒字となった。

※ 平成29年度決算における単年度収支は、平成29年度の実質収支と平成28年度の実質収支との差である。

過去10年間の決算規模の推移



(単位:百万円、%)

	区分			平成27年度		平成28年	.度	平成29年度			
			Л		決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
地		方		税	99,766	15.9	98,579	1.2	100,802	2.3	2,223
地	方	譲	与	税	15,224	7.8	13,006	14.6	13,417	3.2	411
地	方 特	例	交 付	金	258	4.9	270	4.7	300	11.1	30
地	方	交	付	税	143,990	1.5	147,251	2.3	146,545	0.5	706
交ì	通安全対	寸策特	寺別交付	寸金	445	11.5	435	2.2	416	4.4	19
分	担金	<u>及 び</u>	く 負担 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん か	金	4,142	87.3	2,377	42.6	2,402	1.1	25
使	用料	<u>及 び</u>	・手数	料	6,027	13.9	6,376	5.8	6,365	0.2	11
国	庫	支	出	金	57,453	5.9	56,932	0.9	61,170	7.4	4,238
財	産		ЦΣ	λ	1,096	2.9	1,294	18.1	964	25.5	330
寄		附		金	594	858.1	709	19.4	676	4.7	33
繰		λ		金	16,795	3.4	6,015	64.2	13,319	121.4	7,304
繰		越		金	16,914	0.9	14,273	15.6	9,907	30.6	4,366
諸		収		λ	38,448	21.5	33,817	12.0	31,862	5.8	1,955
県				債	54,989	6.6	54,096	1.6	55,115	1.9	1,019
	うち臨	時財	政対第	賃債	24,373	13.8	19,956	18.1	19,982	0.1	26
合				計	456,141	2.7	435,430	4.5	443,260	1.8	7,830

主な増減

○地方税 給与所得の増による個人県民税(均等割・所得割)や株価上昇に伴う株式譲渡益の増加による個人県民税(株式等譲渡 所得割)、課税台数の増加による自動車取得税の増等により、前年度より2,223百万円の増

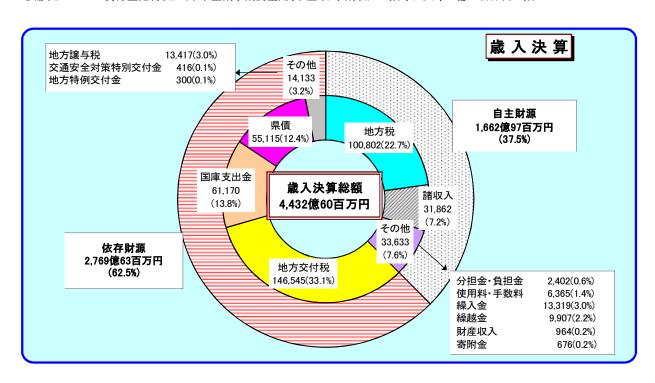
○地方譲与税 地方法人特別譲与税の増等により、前年度より411百万円の増

○国庫支出金 普通建設事業費支出金、社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金等の増により、42億38百万円の増

〇繰入金 県債管理基金及び後期高齢者医療財政安定化基金等の減はあったものの、財政調整積立金、退職手当基金及び国民

健康保険広域化等支援基金等の増により、前年度より7,304百万円の増

○諸収入 貸付金元利収入(中小企業事業資金)及び宝くじ事業収入の減等により、19億55百万円の減



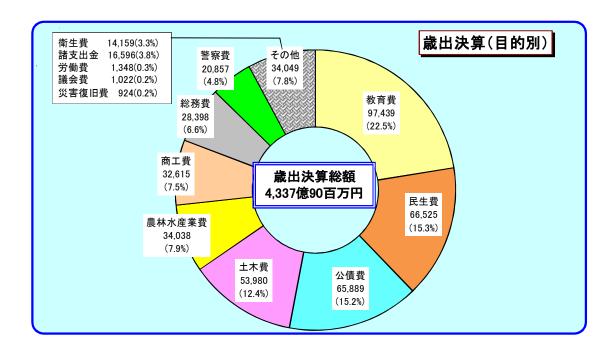
3 目的別歳出

(単位:百万円、%)

											<u> </u>		
	区分		7 4		▼ 4>		平成27年	度	平成28年	度		平成29年	F度
			決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額				
議		会		費	1,032	2.6	1,012	1.9	1,022	1.0	10		
総		務		費	30,369	7.4	28,958	4.6	28,398	1.9	560		
民		生		費	64,012	4.8	62,747	2.0	66,525	6.0	3,778		
衛		生		費	18,432	16.9	17,889	2.9	14,159	20.9	3,730		
労		働		費	3,104	10.1	1,213	60.9	1,348	11.1	135		
農	林	水点	全 業	費	34,445	3.0	31,325	9.1	34,038	8.7	2,713		
商		I		費	41,360	22.4	34,456	16.7	32,615	5.3	1,841		
土		木		費	48,893	9.2	49,492	1.2	53,980	9.1	4,488		
警		察		費	21,520	4.1	21,920	1.9	20,857	4.8	1,063		
教		育		費	95,576	0.6	95,780	0.2	97,439	1.7	1,659		
災	害	復	旧	費	371	32.7	641	72.8	924	44.1	283		
公		債		費	65,317	1.5	64,594	1.1	65,889	2.0	1,295		
諸	支	<u>z</u>	出	金	17,438	62.4	15,496	11.1	16,596	7.1	1,100		
合				計	441,869	3.4	425,523	3.7	433,790	1.9	8,267		

主な増減

- ○総務費 補助費の増があるものの、人件費、財政調整積立金の減等により、5億60百万円の減
- ○民生費 扶助費のほか、国保財政安定化対策推進費の増等により、37億78百万円の増
- ○衛生費 唐津赤十字病院移転改築事業費補助など普通建設事業費の減等により、37億30百万円の減
- ○労働費 産業人材確保プロジェクト事業費、ものづくり人財創造事業費の増等により、1億35百万円の増
- ○農林水産業費 基盤整備促進事業費、強い農業づくり総合対策事業費の増等により、27億13百万円の増
- ○商工費 中小企業事業資金貸付金、有田焼創業400年事業推進費の減等により、18億41百万円の減
- ○土木費 道路改良費、街路整備交付金事業費、河川保全費の増等により、44億88百万円の増
- ○警察費 警察署改築費など普通建設事業費の減等により、10億63百万円の減
- ○教育費 スポーツを楽しむ環境整備事業費など普通建設事業費の増等により、16億59百万円の増
- ○災害復旧費 農地等災害復旧費(災害補助)の増等により、2億83百万円の増
- ○公債費 臨時財政対策債、行政改革推進債の増等により、12億95百万円の減



4 性質別歳出

(単位:<u>百万円、%)</u>

	X		⇔		分		分		4				平成27年	年度	平成28年	度	平成29年度		Ę
		<u>`</u>	決算額	増減率					決算額	増減率	決算額	増減率	増減額						
義	矜	的	経	費	199,056	0.6	198,090	0.5	199,720	0.8	1,630								
	人	件		費	123,729	1.7	123,255	0.4	123,081	0.1	174								
į	夫	助		費	10,011	3.0	10,242	2.3	10,752	5.0	510								
4	公	債		費	65,316	1.5	64,593	1.1	65,887	2.0	1,294								
投	資	的	経	費	90,495	9.4	86,670	4.2	90,363	4.3	3,693								
<u> </u>	普 通	建設	事	業 費	90,124	9.3	86,029	4.5	89,439	4.0	3,410								
	う	ち補助	力事	業費	46,982	7.8	47,811	1.8	49,253	3.0	1,442								
	う	ち単独	虫事	業費	34,028	16.6	30,701	9.8	32,981	7.4	2,280								
3	%	害復	ΙE	費	371	32.7	641	72.8	924	44.1	283								
そ	の	他 σ.) 終	至費	152,318	17.6	140,763	7.6	143,707	2.1	2,944								
	<u> </u>	ち 物	件	- 費	16,098	0.9	17,239	7.1	17,701	2.7	462								
	うち	新維 持	補	修 費	1,648	0.2	1,789	8.6	1,841	2.9	52								
-	う <u> </u>	5 補 !	功 3	費 等	90,332	12.7	89,340	1.1	89,147	0.2	193								
	5	ち 積	<u> </u>	金	12,196	89.7	6,661	45.4	8,286	24.4	1,625								
	<u> </u>	ち貸	付	金	31,938	26.4	25,676	19.6	26,602	3.6	926								
合				計	441,869	3.4	425,523	3.7	433,790	1.9	8,267								

主な増減

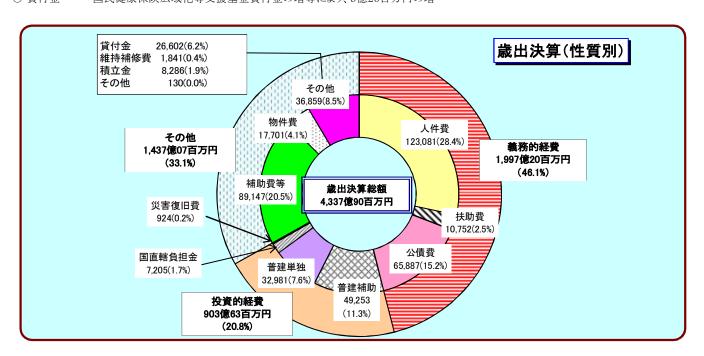
- ◎ 義務的経費
- 人件費 基本給、共済組合負担金、退職手当等の減により、1億74百万円の減
- 扶助費 障害児通所給付費、児童保護措置費等の増により、5億10百万円の増
- 公債費 臨時財政対策債、行政改革推進債の増等により、12億94百万円の増

◎投資的経費

- 普通建設補助 道路改良費、街路整備交付金事業費等の増等により、14億42百万円の増
- 普通建設単独 九州新幹線西九州ルート建設負担金、総合保健協会移転改築事業費補助、河川保全費、公園整備費、スポーツを楽しむ環境整備事業費の増等により、20億54百万円の増

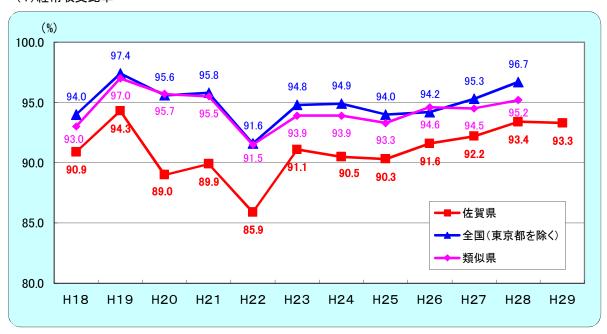
◎その他の経費

- 物件費 県庁情報化推進費、学校教育情報化推進運営費の増等により、4億62百万円の増
- 補助費等 地方消費税市町村交付金、施設型給付費県負担金、明治維新150年記念さが維新事業費等は増えたものの、有田焼創業400年事業 推進費、保育士修学資金貸付等事業費補助、後期高齢者医療財政安定化基金交付金等の減により、1億93百万円の減
- 積立金 国民健康保険広域化等支援基金積立金、国民健康保険財政安定化基金積立金の増等により、16億25百万円の増
- 貸付金 国民健康保険広域化等支援基金貸付金の増等により、9億26百万円の増



5 主な財政指標の状況

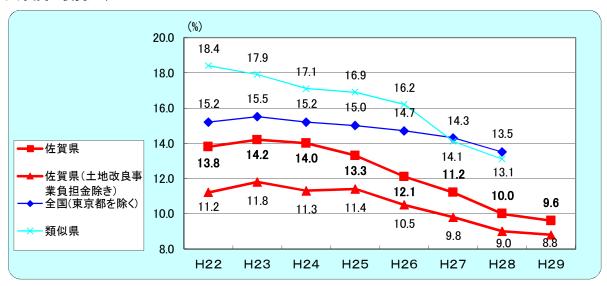
(1)経常収支比率



- ・経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、数値が低いほど、新たな財政需要に柔軟に対応する余地がある。
- ・全国平均に比べ数値は下回っているが、平成29年度は公債費及び社会保障関係経費の増等により、依然として高い水準で推移している。

※類似県とは、財政力指数が類似する県。

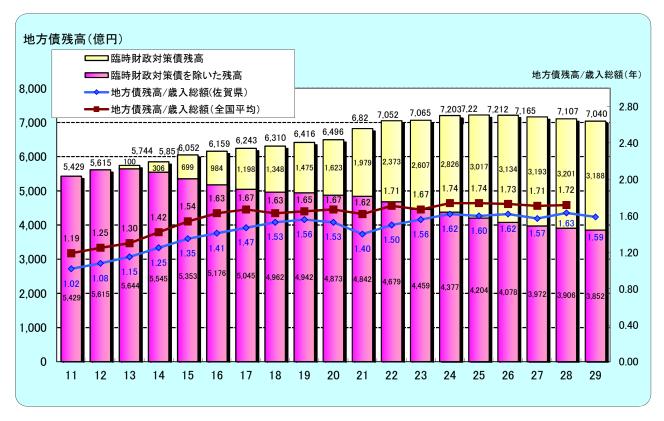
(2) 実質公債費比率



- ・実質公債費比率は、公債費だけでなく、債務負担行為のうち地方債の元利償還に準じるものや公営企業債の返済に充てた繰出金なども借入金返済として算定する。比率が18%以上となると、起債において国の許可が必要となる。
- ・平成29年度は国営土地改良事業負担金が減少したこと等から0.4ポイント改善している。

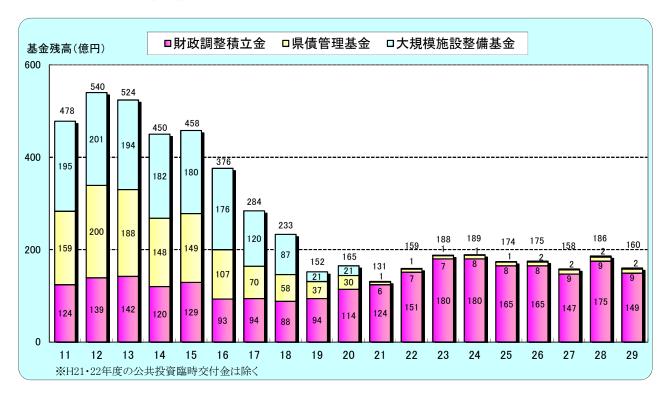
6 地方債残高及び基金残高の状況

(1)地方債残高の推移



- ・平成29年度末残高は前年度より67億円減少し、臨時財政対策債を除いた地方債残高は、平成14年度以降16年連続で減少している。また、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の残高は、平成28年度まで増加が続いていたが、平成29年度は減少に転じている。
- ・歳入総額に占める地方債残高の割合は近年1.6年分程度で推移しているが、平成28年度の全国平均1.72年分を下回っている。

(2)財源調整用基金残高の推移



・平成29年度は公債費など歳出の増により財政調整積立金の取り崩し額が増えたため、残高は平成28年度から26億円減少しているものの、平成22年度以降は概ね横ばいで推移している。

【主要財政指標用語】

指標	算 定 式	備 考
経常収	経常経費充当一般財源 × 100(%) 経常一般財源総常十減税補てん債特例分十臨時財政対策債	・ 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この 比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることに なり、財政構造に弾力性があると言える。
支比率	MIN TO MAKE ME TO ME T	・ 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から31年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
実質公債費比率	(A+B)-(C+D) E-D 上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。 A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模 (地方特例交付金、地方譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準 財政規模に対する比率。 平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。 ① 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画を策定するものとし、その内容、実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可する。 ② 25%以上35%未満の団体 … 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。)及び公共用地先行取得事業が制限される。 ③ 35%以上の団体 … ②の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業が制限される。 ③ 35%以上の団体 … ②の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業が制限される。 (3 35%以上の団体 … ②の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業が制度される。)及び一般廃棄物処理事業を除く)、一般単独事業に限る)及び一般廃棄物処理事業を除く)、一般単独事業に限る)及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債。